

3. 山手地区全域ガイドライン（景観形成基準等・行為指針）

3-1. 眺望景観の確保

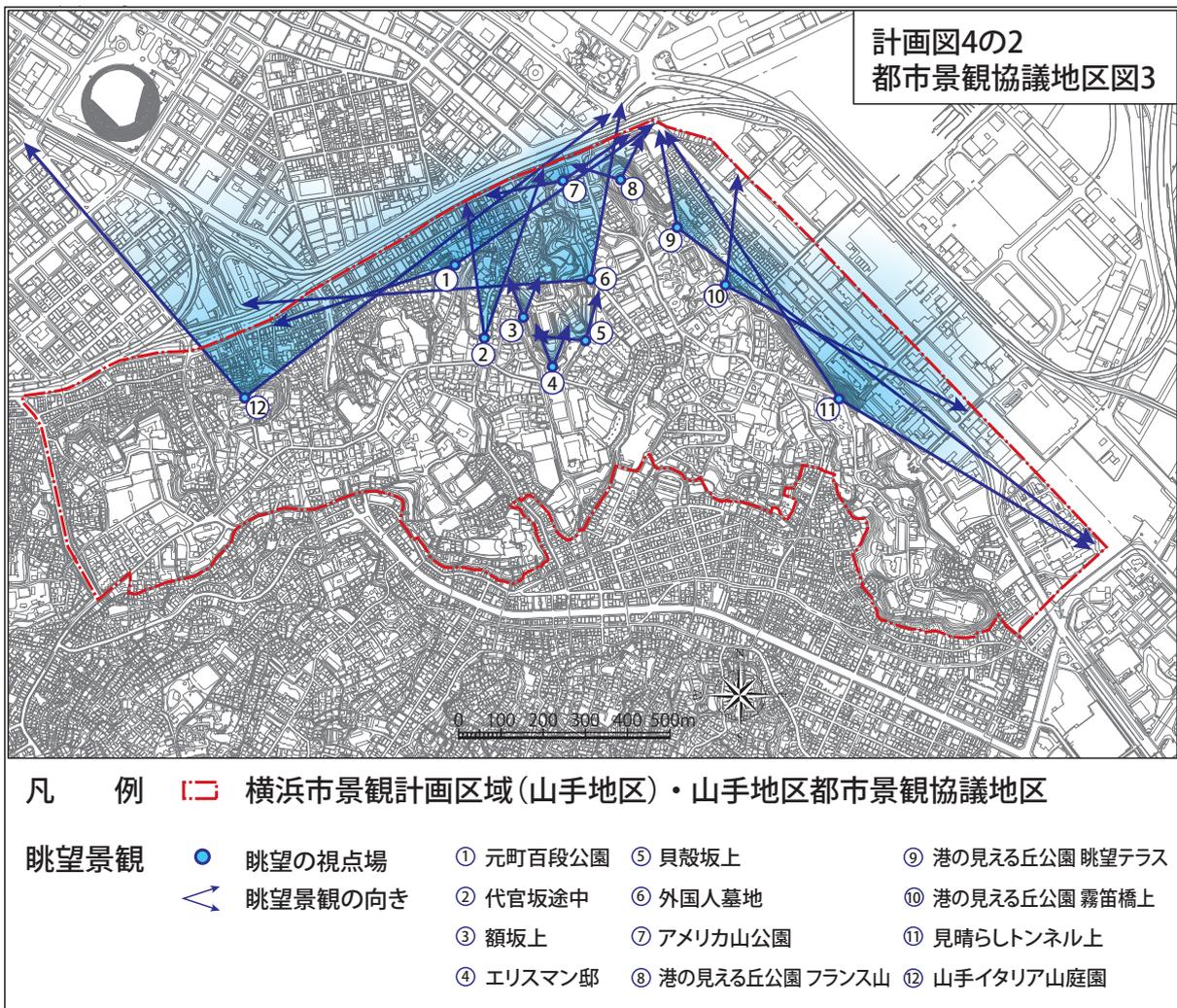
(1) 眺望景観の形成の基本的な考え方

山手地区では、昭和47年（1972）に山手要綱を策定して以降、景観基準点（眺望の視点場）からの見通しの確保などの誘導により、港や市街地への眺望景観の保全を行ってきました。

山手要綱の趣旨を引き継ぐ山手地区景観計画および都市景観協議地区においても、眺望景観を地区の重要な景観資源として保全し、魅力ある景観形成を図ります。

山手地区の眺望景観の確保は、次の3点から成り立っています。

- ① 景観基準点（眺望の視点場）から眺望対象への見通しについて、建築物・工作物等で阻害しないこと
- ② 建築物・工作物等の形態意匠について、眺望景観を阻害せず、魅力を高めるようなものとする
- ③ 景観基準点（眺望の視点場）周辺では、眺望景観の魅力が引き立つよう、建築物・工作物等の設えに配慮すること



各視点場からの眺望景観

凡例  : 視点場のおおよその位置

①元町百段公園

開放的な空を背景として、ランドマークタワー、関内・関外市街地、マリントワー、ベイブリッジへの眺望



視点場の写真 ▶



②代官坂途中

山手の斜面緑地越しに望む開放的な空と関内市街地への見通し



③額坂上

山手の斜面緑地に縁どられた関内市街地と空への見通し



④エリスマン邸

山手の斜面緑地に縁どられ、空を背景としたマリントワーへの眺望



視点場の写真 ▶

⑤貝殻坂上

開放的な空を背景として、山手の斜面緑地と関内市街地越しに望む、ランドマークタワーへの眺望



視点場の写真 ▶

⑥外国人墓地

開放的な空を背景として、緑豊かな山手の斜面緑地と関内市街地越しに望む、ランドマークタワーへの眺望

視点場の写真 ▶



⑦アメリカ山公園

開放的な空を背景として、関内市街地、マリントワー、ベイブリッジを望む眺望

視点場の写真 ▶



⑧港の見える丘公園 フランス山

港の見える丘公園フランス山の緑を額縁としたマリントワーへの見通し



⑨港の見える丘公園 眺望テラス

開放的な空を背景として、斜面緑地越しに見えるマリントワー、スカイラインの整った山下ふ頭と新山下地区の市街地、海面、ベイブリッジへの眺望

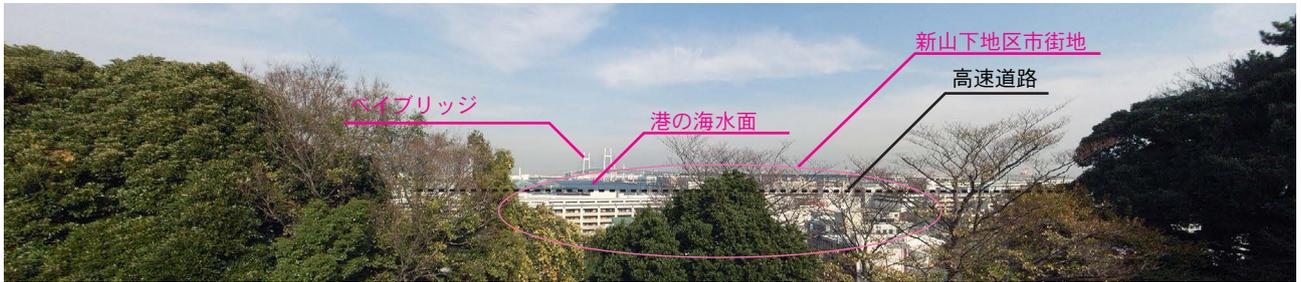
視点場の写真 ▶



⑩港の見える丘公園 霧笛橋上

開放的な空を背景として、山手の斜面緑地の緑、新山下地区の市街地、海面、ベイブリッジへの眺望

視点場の写真 ▶



⑪見晴らしトンネル上

開放的な空を背景として、新山下地区の市街地、海面、ベイブリッジへの眺望

視点場の写真 ▶



⑫山手イタリア山庭園

開放的な空を背景として、関内・関外市街地、マリンタワー、ベイブリッジへの眺望

視点場の写真 ▶



景観形成基準（景観計画）

■建築物及び工作物の形態意匠＜眺望景観の確保＞

- ・ 建築物の屋上に設置する設備及び工作物並びに土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」から望める位置に設置しないなど、港や海水面、市街地への眺望景観を阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

行為指針（都市景観協議地区）

■眺望景観の確保に関する事項

ア 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望の魅力を高めるよう、建築物などの壁面の向きや幅、形態、色彩などのデザインを工夫する。

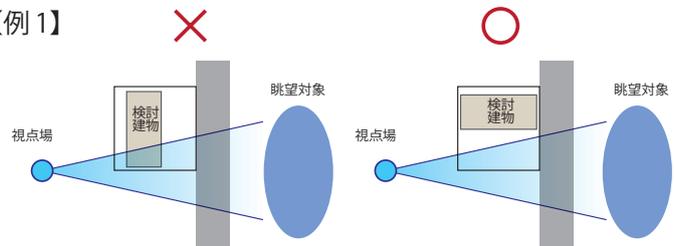
イ 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しないよう、工作物は高さやデザインを工夫する。

(2) 各視点場からの眺望景観の形成

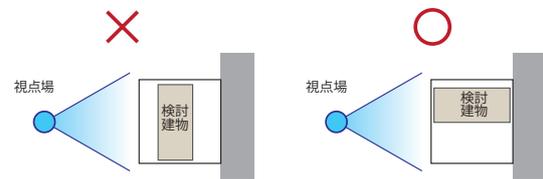
■眺望対象への見通しに配慮した建築物・工作物の配置等の工夫

- ・ 視点場から眺望対象への見通しを阻害しないように、建物の配置や形態等の工夫をする。【例1】
- ・ 視点場からの眺望を阻害しないよう、建築物、工作物等の配置を工夫し、大きな面を視点場に向けないようにする。【例2】
- ・ 建築物の屋上部分の設備や工作物等については、視点場から見えない部分に配置する、設備や工作物の大きな面を向けない、乱雑に見えないようにそろえる、設備等が直接見えないように遮蔽するなど、視点場からの眺望に配慮する。【例3】

【例1】

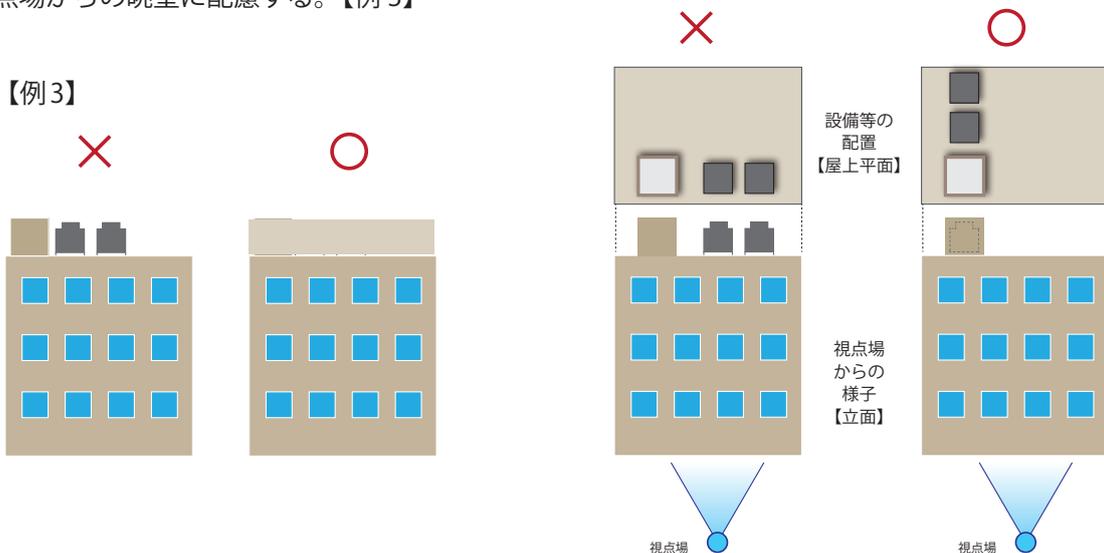


【例2】



視点場からの眺望に配慮した建築物等の配置の工夫

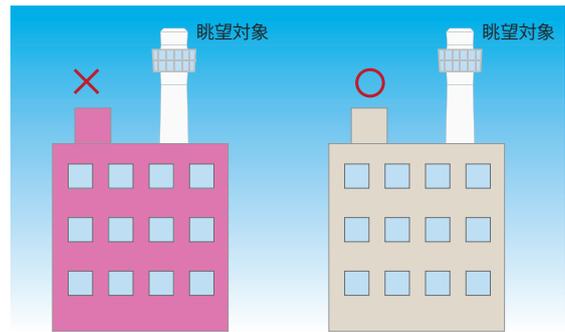
【例3】



視点場からの眺望に配慮した設備や工作物の工夫

■眺望景観を阻害せず、魅力を高めるような建築物・工作物等の形態・意匠

- ・ 眺望対象と視点場の間にある建築物・工作物等は、眺望対象が際立つように形態や色彩に配慮する。
- ・ 眺望対象は、視点場からの距離が遠い場合、淡い色彩に見えるようになる。その手前の建築物等は、眺望対象を引き立たせるよう、淡い色彩とする。



眺望対象を引き立たせる色彩等の工夫

■視点場周辺の配慮

- ・ 山手町特定地区の骨格となる山手本通り及び坂道には P.16 に示すような視点場が多く存在する。これらの眺望・見通し景観の視点場周辺では、アンテナなどの設備を見通しを阻害しないようにする、柵などが目立たないよう周囲と調和したものとする、屋外広告物を眺望の視点場に向けて表示しないなど、視点場としての景観形成に配慮する。



坂道上の視点場の例



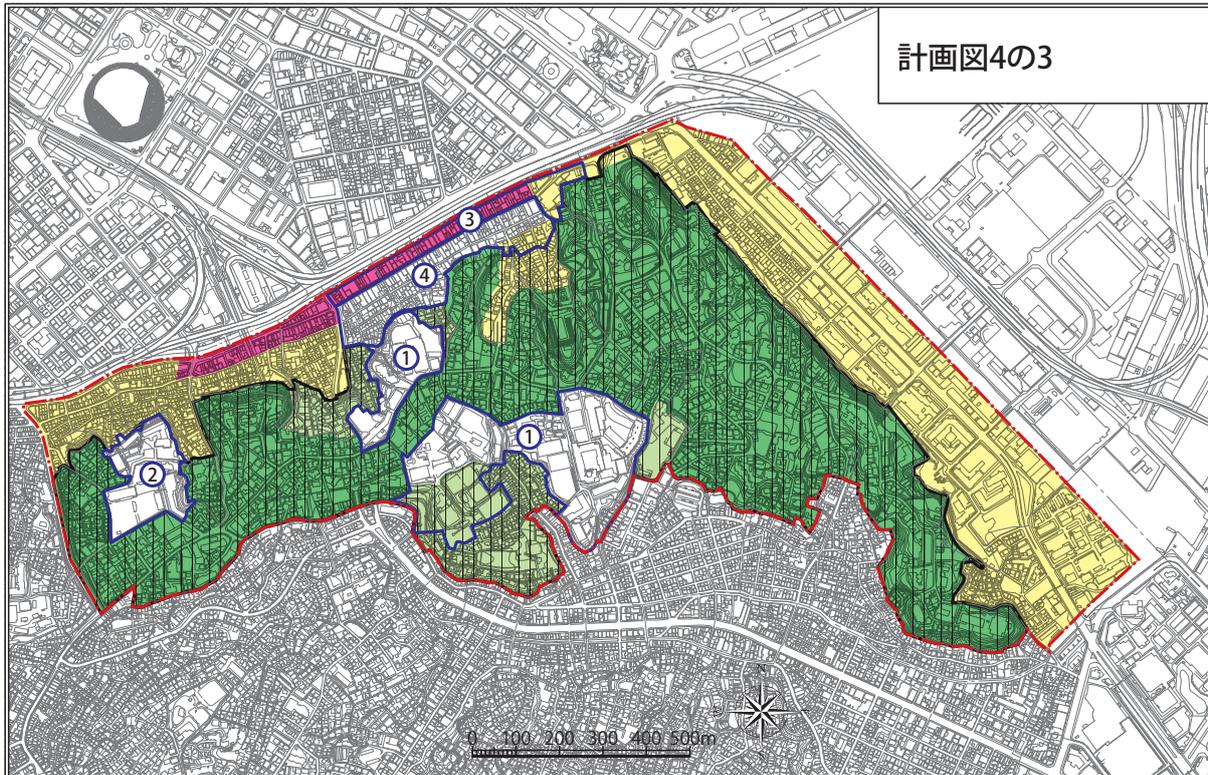
坂道上の視点場の例

(3) 建物高さ

山手地区は概ね標高 35m ~ 38m の丘となっています。

景観計画では、各視点場からの眺望を守るために、建築物の高さの制限を定めます。

また、山手の丘の上においては、建築物の高さを周囲の地面と接する最も低い位置からとすることで高さを抑え、低層住宅地の落ち着いた街並みを維持していきます。



計画図4の3

凡 例 横浜市景観計画区域(山手地区)

建築物の最高高さ

- 10m以下
- 15m以下
- 20m以下
- 25m以下(屋上部分は31m以下)

地区計画

- ① 山手町地区地区計画
- ② 山手町西部文教地区地区計画
- ③ 元町地区地区計画
- ④ 元町仲通り街並み誘導地区地区計画

建築物の最高高さを建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さとする区域

景観形成基準(景観計画)

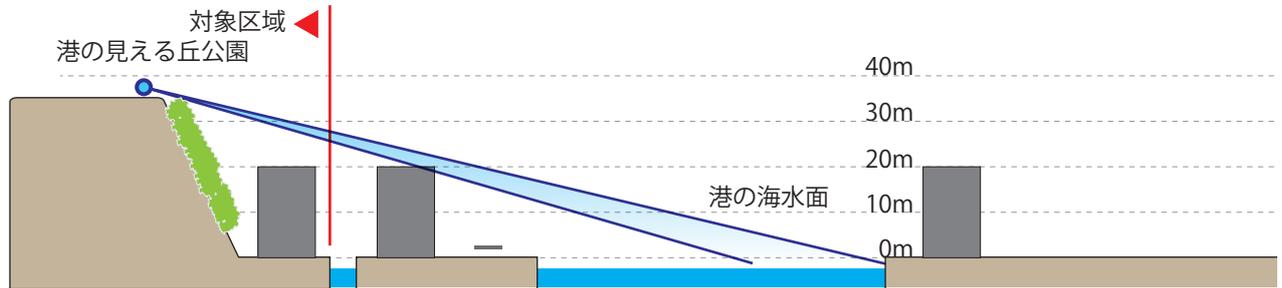
■ 建築物の最高高さ

- ・ 建築物の最高高さは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、計画図4の3に示す数値以下とするものとする。なお、建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、面積に関わらず建築物の高さに含めるものとする(ただし、屋上突出物は含めない)。また、計画図4の3に示す斜線のかかる区域における建築物においては、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで計画図4の3に示す数値以下とするものとする。

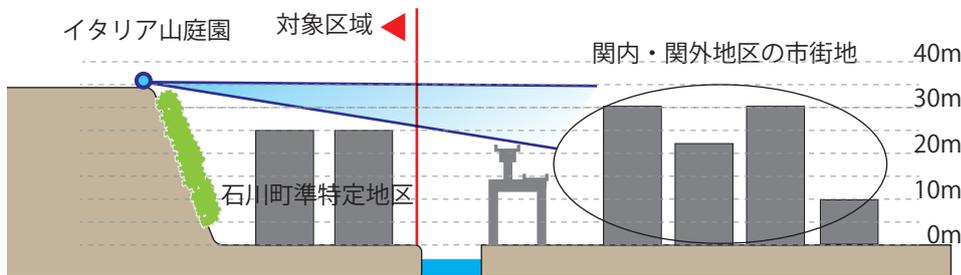
ただし、この規定の施行の際、現に建築物が存する敷地において、同種の用途に供する建築物を建てる場合であり、山手地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

■視点場からの眺望対象への眺望を阻害しない建築物の最高高さ

- ・ 視点場などの丘の上からの眺望を阻害しないように景観計画で建築物の最高高さを定めている。



港の見える丘公園から新山下地区方向の眺望の断面の例

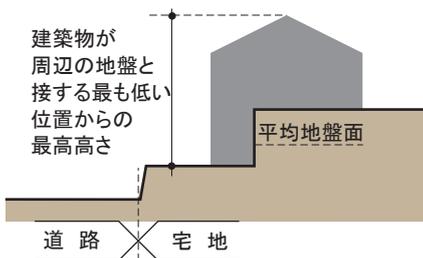


イタリア山庭園から関内・関外地区の市街地への眺望の断面の例

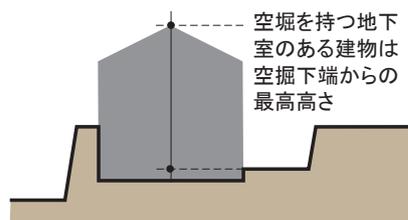
■建物高さの算定方法

- ・ 景観計画では、山手の丘の上の建築物の最高高さ（計画図において  の区域）は、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで算定する。なお、アンテナ、避雷針、開放性の高い手すりなどの屋上突出物は、建築物の最高高さには含まれない。

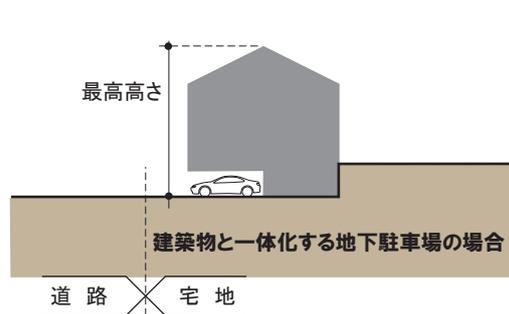
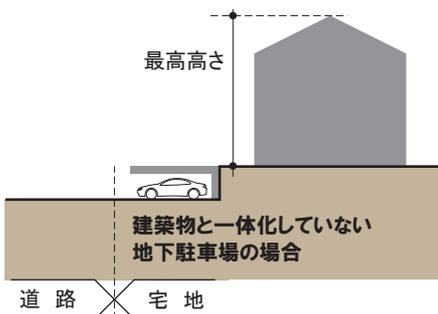
◎敷地に高低差がある建築物の最高高さ



◎空堀に接する建築物の最高高さ

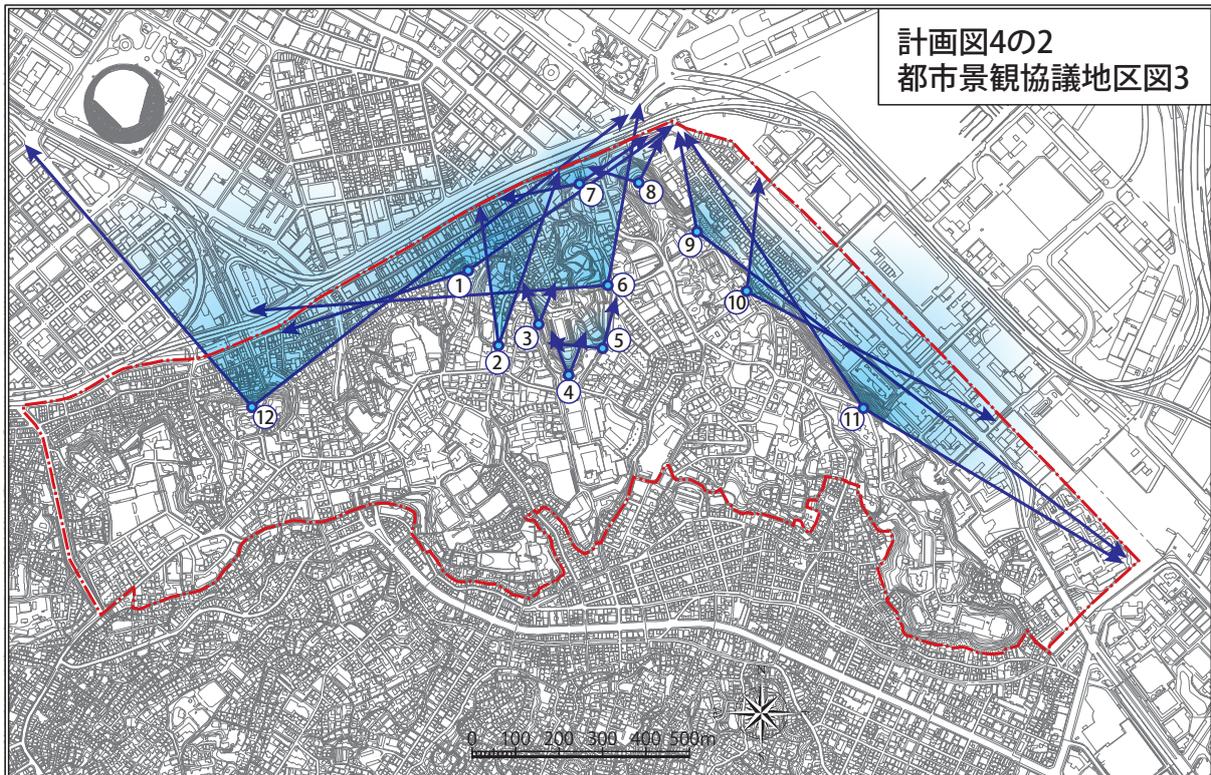


◎地下駐車場を備えた建築物の最高高さ



(4) 眺望を阻害しない屋外広告物

山手地区は概ね標高 35m ~ 38m の丘となっています。景観計画、都市景観協議地区において、丘の上からの眺望を阻害しないよう、屋外広告物の設置等について制限を行います。



計画図4の2
都市景観協議地区図3

凡 例 横浜市景観計画区域(山手地区)・山手地区都市景観協議地区

- | | | | | | |
|------|---|---------|----------|------------------|------------------|
| 眺望景観 | ● | 眺望の視点場 | ① 元町百段公園 | ⑤ 貝殻坂上 | ⑨ 港の見える丘公園 眺望テラス |
| | ↔ | 眺望景観の向き | ② 代官坂途中 | ⑥ 外国人墓地 | ⑩ 港の見える丘公園 霧笛橋上 |
| | | | ③ 額坂上 | ⑦ アメリカ山公園 | ⑪ 見晴らしトンネル上 |
| | | | ④ エリスマン邸 | ⑧ 港の見える丘公園 フランス山 | ⑫ 山手イタリア山庭園 |

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観計画）

1 山手地区全域の制限

- 屋外広告物は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」に向かって（※）設置しないものとする。ただし、「眺望の視点場」から見通すことができないなど、「眺望の視点場」からの景観を阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

2 地区別の制限

(1) 山手町特定地区

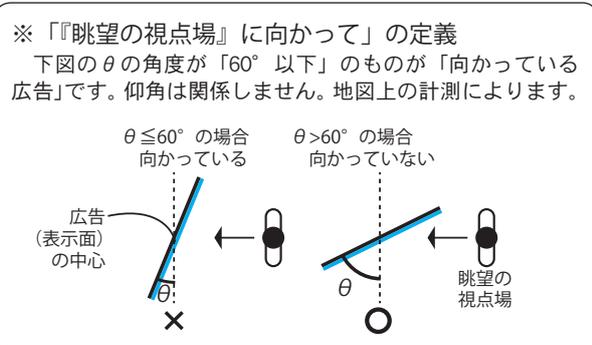
ア 屋上看板は、設置することができない。

(2) 元町特定地区

屋上看板は、設置することができない。

(3) 石川町準特定地区

屋上看板は、設置することができない。



行為指針（都市景観協議地区）

■屋外広告物に関する事項

ア 屋外広告物は、都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」に向かって設置せず、山手の丘からの眺望に十分配慮する。

3-2. 色彩

(1) 色彩の基本的な考え方

- ・ 景観計画・都市景観協議地区において、色彩に関する事項を定め、落ち着いたある街並み景観を形成します。

景観形成基準（景観計画）

■建築物及び工作物の形態意匠<色彩>

- ・ 建築物又は工作物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系でYR、Yは彩度6以下、Rは彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とするものとする。
 - (ア) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (イ) レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - (ウ) 次のいずれかに該当する歴史的な建造物及び土木遺構
 - a 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
 - b 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定によって指定された景観重要建造物
 - c 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
 - d 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和 63 年都令第 214 号）によって認定又は登録された歴史的建造物

行為指針（都市景観協議地区）

■色彩に関する事項

- ・ 建築物などの色彩は、周囲の緑豊かな環境や景観と調和した落ち着いた色彩とする。

■色彩

- ・ 建築物・工作物の基調色には蛍光色を用いない。また、彩度を以下の通り低くすることで、落ち着いたある街並みを形成する。

YR 系、Y 系の彩度：6 以下

R 系の彩度：4 以下

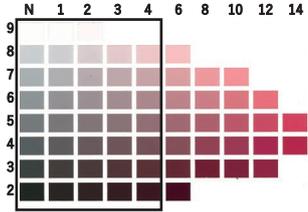
その他の色相の彩度：2 以下

■山手地区全域の色彩基準

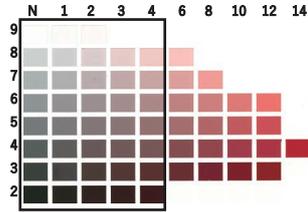
山手地区の街並み景観に配慮し、次に示す範囲の色彩を建築物等の基調色とする。

《R(赤系)》

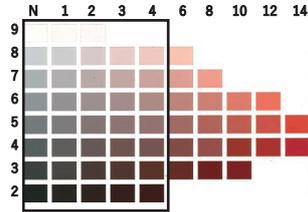
2.5R



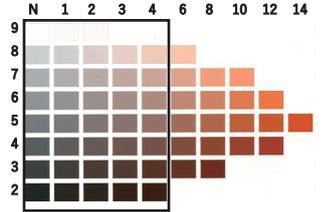
5R



7.5R

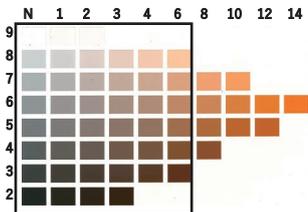


10R

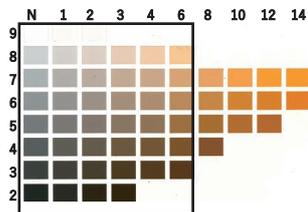


《YR(黄赤系)》

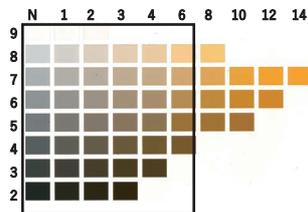
2.5YR



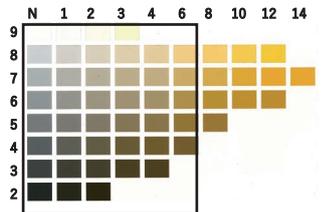
5YR



7.5YR

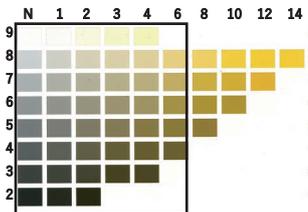


10YR

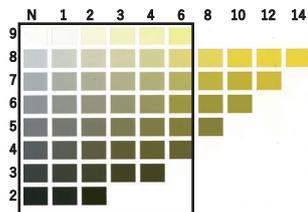


《Y(黄系)》

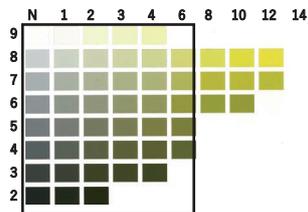
2.5Y



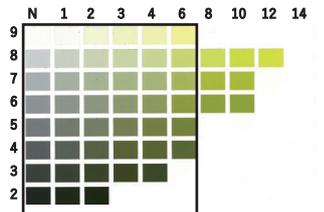
5Y



7.5Y

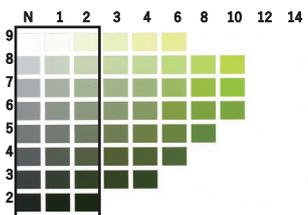


10Y

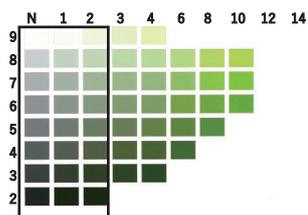


《GY(黄緑系)》

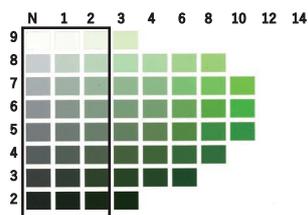
2.5GY



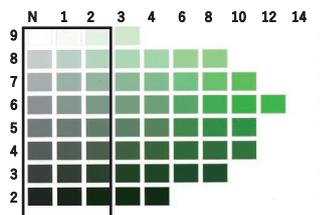
5GY



7.5GY

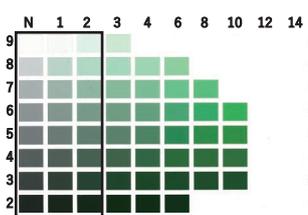


10GY

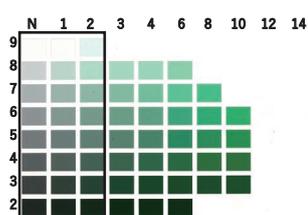


《G(緑系)》

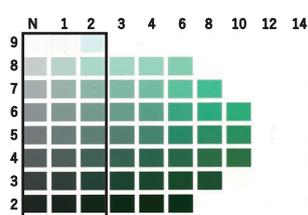
2.5G



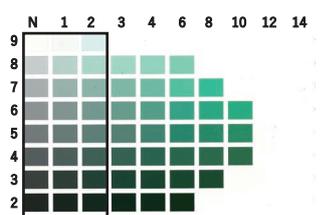
5G



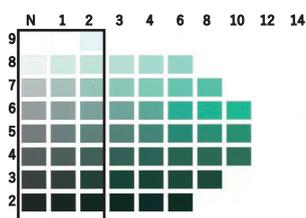
7.5G



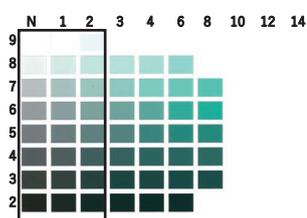
10G



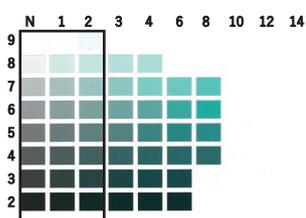
《BG(青緑)系》
2.5BG



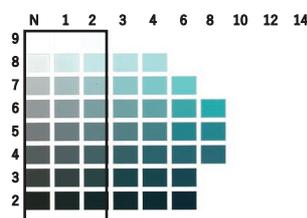
5BG



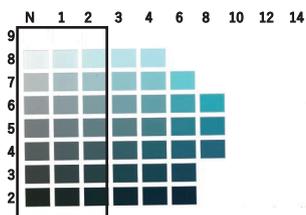
7.5 BG



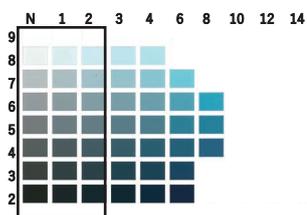
10BG



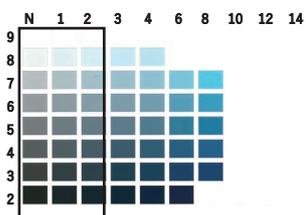
《B(青)系》
2.5B



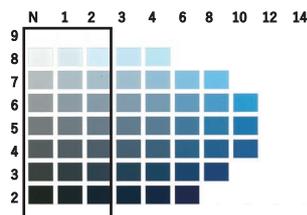
5B



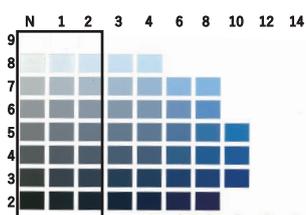
7.5B



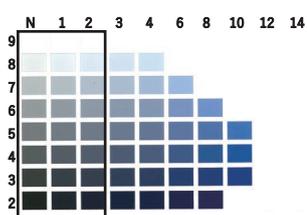
10B



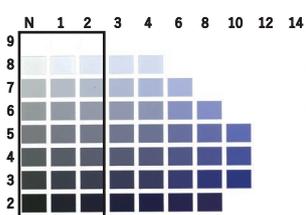
《PB(紫青)系》
2.5PB



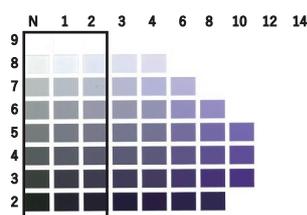
5PB



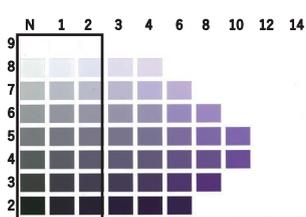
7.5PB



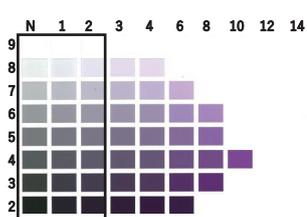
10PB



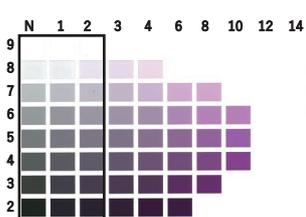
《P(紫)系》
2.5P



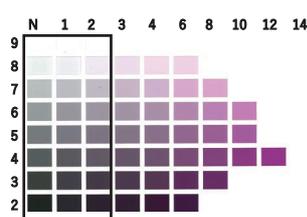
5P



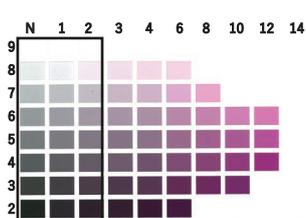
7.5P



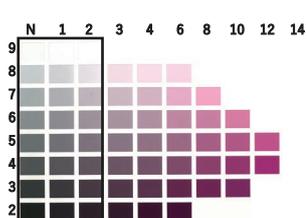
10P



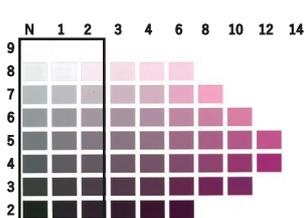
《RP(赤紫)系》
2.5RP



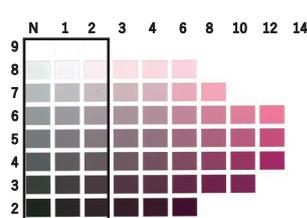
5RP



7.5RP



10RP



3-3. 樹木・緑地の保全

(1) 樹木・緑地の保全の基本的な考え方

斜面緑地による緑のまとまりが保全されてきたことは、山手地区の大きな特徴の一つです。また、宅地内のヒマラヤスギなどの高木は、地域のランドマークや宅地のシンボルツリーとなっており、各宅地の道路沿いの緑化により、住宅・文教地区にふさわしい、緑豊かな街並みを際立たせています。

景観計画においても、樹木・緑地の保全について定め、緑豊かな山手地区の環境を守ります。また、景観上、特に良好な景観の形成に重要な樹木については、景観法に基づく「景観重要樹木」に指定し、保全していきます。景観計画では、その指定の方針を定めています。

景観形成基準（景観計画）

■樹木・緑地の保全

- ア 敷地内の既存樹木（樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える樹木）は保全するものとする。ただし、やむを得ず伐採を行う必要があり、必要最小限度であると市長が認めた場合は、山手らしさを形成する樹木をシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、補植を行うものとする。
- イ 斜面緑地は保全するものとする。ただし、管理上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、法面を緑化するなど、緑の補植を行うものとする。

景観重要樹木の指定の方針（景観計画）

- 山手地区は、公園、斜面緑地、宅地内などの豊かな緑に囲まれている。地区全域に点在している大木及び古木は、街の景観を特徴づける貴重な存在であり、長い年月をかけて形成された歴史と文化のある街並みと共存し、山手地区の街並みの形成に欠かせないものとなっている。
このような山手地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。
 - 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
 - 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
 - 山手地区の歴史を伝える樹木
 - 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木

【参考】ヒマラヤスギの歴史（山手公園）

「山手公園の名物にヒマラヤスギがある。（略）横浜市からは名木・古木に指定されている。

このヒマラヤスギは明治12年（1879年）に、イギリス人のヘンリー・ブルックが、インドのカルカッタから種子を取り寄せて山手公園一帯に植えたのが始まりである。（略）明治末頃から横浜市内の教会や学校に植えられるようになり、洋風建築によく似合う庭園樹として全国に普及していった。」

出典：『横濱 Vol.8』2005年春号（横浜市発行）の「テニス発祥の地山手公園」（文：鳴海正泰）より



■既存の樹木の保全

- 山手ならではの景観を創り出している、ヒマラヤスギ、クスノキ、サクラ、スタジイ、タブノキなどの既存の樹木を保全する。



樹木を保存した建築計画となっている例

【参考】樹種の紹介



ヒマラヤスギ



クスノキ



サクラ



スタジイ



タブノキ

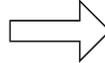
■新しいシンボルツリーの植樹

- 山手らしさを形成する樹木を周辺の連続性に配慮して道路から望見できる位置に植樹するなど、山手の特徴的な街並みを形成する。また、樹種についても周囲の景観と調和するものとし、樹木が十分に成長し、山手らしさを形成するよう配慮する。



新しいシンボルツリーの植樹の例

約 10 年後



左写真のシンボルツリー植樹から約 10 年後の様子

■斜面緑地等の保全

- 山手の丘の外縁部の斜面緑地（P.2-3 景観構成図参照）は、山手の丘陵地としての領域性を高めるものである。また、海や周辺市街地からの眺望の背景となるなど、周辺地区の街並み景観にとってもランドマークとなっている。この斜面緑地を保全する。



港の見える丘公園周辺の斜面緑地



イタリア山庭園周辺の斜面緑地

3-4. 屋外広告物（全域の基準）

(1) 屋外広告物の基本的な考え方

山手地区には、山手町を中心とした住宅・文教地区と、元町・石川町の賑わいを形成する地区があります。元町・石川町は横浜の代表的な商業地の一つとして、品格と賑わいのある街並みを形成してきました。

屋外広告物についても各地区の街並みの特徴を受け継ぎながら、個性的で魅力的な街路景観を形成することに貢献していくことが求められます。

全域の基準の他に、以下の部分にも屋外広告物に関する内容が記載されています。

屋外広告物についての視点場からの眺望に対する配慮：P.24

山手町特定地区：P.47

元町特定地区：P.52

行為指針（都市景観協議地区）

■屋外広告物に関する事項

- 魅力的な街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。

■広告物の大きさや設置位置、色彩などの工夫

- 歩行者からの広告物としての視認性を保ちつつ、可能な限り小さな広告物とするよう、工夫すること。

YAMATE

表示面積（点線）が小さい

切り文字により表示面を小さくする工夫



地の色を街並みや建物の壁面と調和する色彩とする工夫



可能な限り小さな広告物とした例

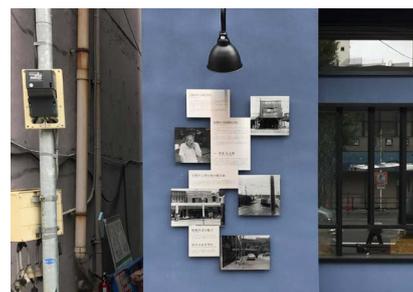
- 屋外広告物の基調色は、P.26-27の建築物・工作物の基調色の規定を参考とし、原色は避け、街並みに配慮した配色とすること。



駐車場の広告物の色彩の彩度を抑えた例

■店舗と街の個性の演出

- 屋外広告物は、山手町特定地区の歴史や異国情緒があり落ち着いた街並みや、元町特定地区、石川町準特定地区の商業地域の品格と賑わいのある街並みと調和した、質の高いデザインとすることで、街の個性の演出につなげる。



店舗の歴史等を発信している例

■屋外広告物の照明

- ・ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。内照式を用いる場合でも、文字部分等に限定的に用いるなど、工夫する。
- ・ 屋外広告物の照明は、適切な照度とする、他の宅地に光が漏れないように遮蔽するなど、地区の特性に十分配慮する。



間接照明としている例



暖色系の光源を文字部分のみ用いている例

■デジタルサイネージ・映像・点滅装置等

- ・ 山手地区では、映像・映写・点滅装置等を通りや眺望の視点場に向けて設置しないように特に配慮する。

3-5. 歴史や異国情緒が感じられる景観の保全・活用

(1) 歴史的建造物の保全・活用

横浜市では、長年にわたって山手地区の西洋館等の歴史的建造物の保全・活用を進めています。歴史的建造物については、文化財として指定を受けるほかに、横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく支援制度による、認定・登録等を受けながら、保全・活用されているものもあります。この支援制度は、所有者の協力を得て、主に建築物の外観を保全しながら活用を図ることを目的としています。

山手町特定地区の景観計画・都市景観協議地区では、歴史的建造物の保全・活用や、歴史的な街並み形成についての基準を定めています。また、景観上特に重要な建造物については、景観法に基づく「景観重要建造物」又は横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく「特定景観形成歴史的建造物」（「【参考】特定景観形成歴史的建造物とは」参照）に指定していきます。

景観重要建造物の指定の方針（景観計画）

- 山手地区は、旧外国人居留地としての歴史性を象徴する建造物や住宅・文教地区を形成する文化資源などにより、歴史ある街並みが継承されている。

このような歴史や文化を感じられる都市景観を構成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 異国情緒を感じさせる建造物
- (3) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

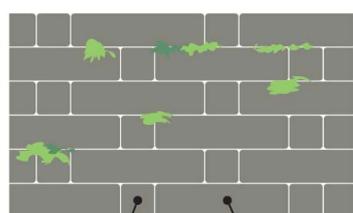
【参考】特定景観形成歴史的建造物とは

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」第14条の2に基づき指定するもので、歴史的な価値を有する建造物（これと一体となって魅力ある都市景観を形成している土地その他物件を含む。）であって、魅力ある都市景観の創造を推進するうえで特に重要なものをいう。

【参考】ブラフ積とは

外国人居留地としての山手地区は、慶応3年（1867）の開港以来、道路の開削や宅地の造成に伴って各所に大小の崖地が生じ、木柵による土留から順次石積の擁壁へと整備されていった。その多くは今なお山手地区に現存し、山手地区の主要な景観要素となっている。対岸の房州石を用い、長さ70～80cm、20cm角程度の石材を1本毎控えをとる積み方で、煉瓦積でいえば一段に長手面と小口面とを交互にみせるフランス積に似た積み方をとっている。在来の間知石積を主流とする伝統的な石積とは異なり、洋風石積の系譜に属すると考えられるが、その出所は明確にしない。山手地区のみならず、横浜市内や横須賀にもこの積み方が及んでいるが、山手にちなんで「ブラフ積」という呼び方が一般化している。

出典：『都市の記憶—横浜の土木遺産』昭和63年10月発行、横浜市歴史的資産調査会



主な歴史的建造物

①西洋館



1. 旧内田家住宅 (外交官の家)



2. 横浜市イギリス館
(旧英国総領事公邸)



3. 山手 214 番館
(旧スウェーデン領事公邸)



4. 山手 111 番館 (旧ラフィン邸)



5. エリスマン邸



6. ブラフ 18 番館
(旧カトリック山手教会司祭館)



7. 山手 234 番館



8. 山手資料館



9. ベーリック・ホール



10. フェリス女学院 6 号館別館

②土木遺構



11. 山手隧道



12. 桜道橋



13. 打越橋



14. ジュラル水屋敷地下貯水槽

③近代建築



15. 横浜共立学園本校舎



16. カトリック山手教会聖堂



16. カトリック司教館



16. カトリック司教館別館



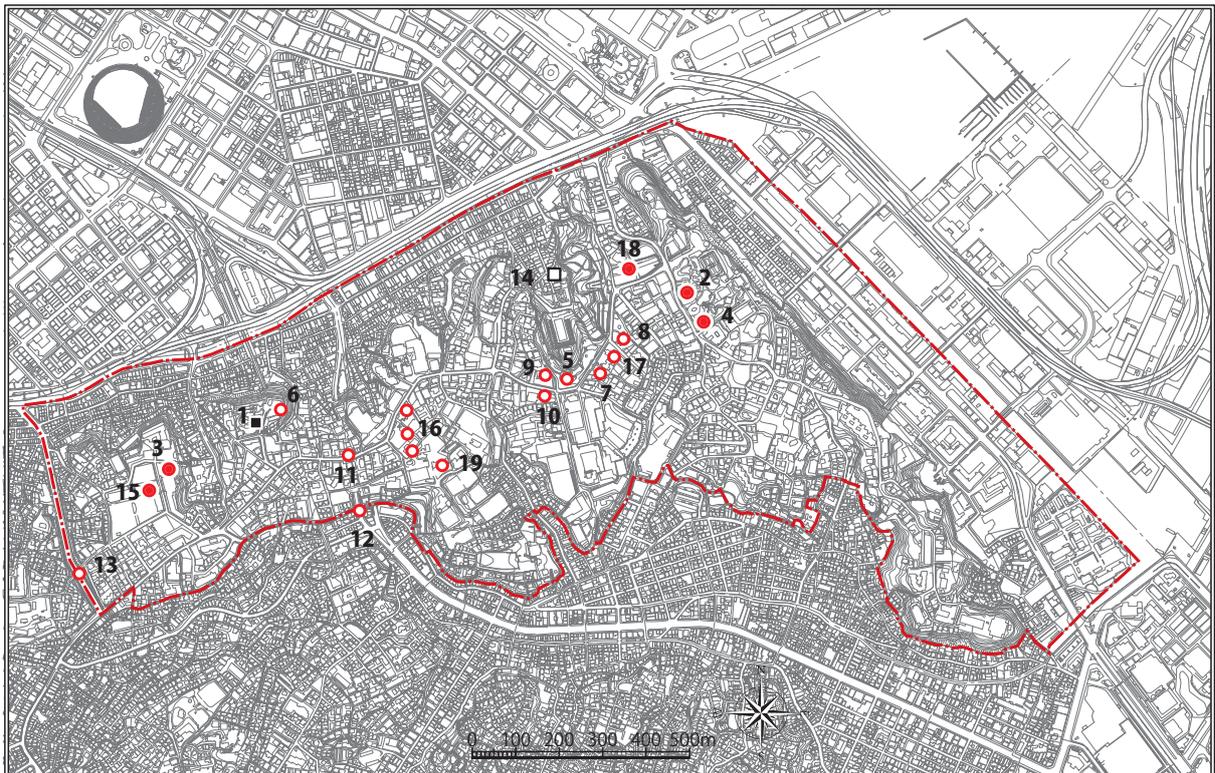
17 横浜山手聖公会



18. 横浜地方気象台庁舎



19. フェリス女学院 10 号館
(旧ライジングサン石油会社社宅)



凡 例 横浜市景観計画区域(山手地区)・山手地区都市景観協議地区

国重要文化財

国登録有形文化財

市指定有形文化財

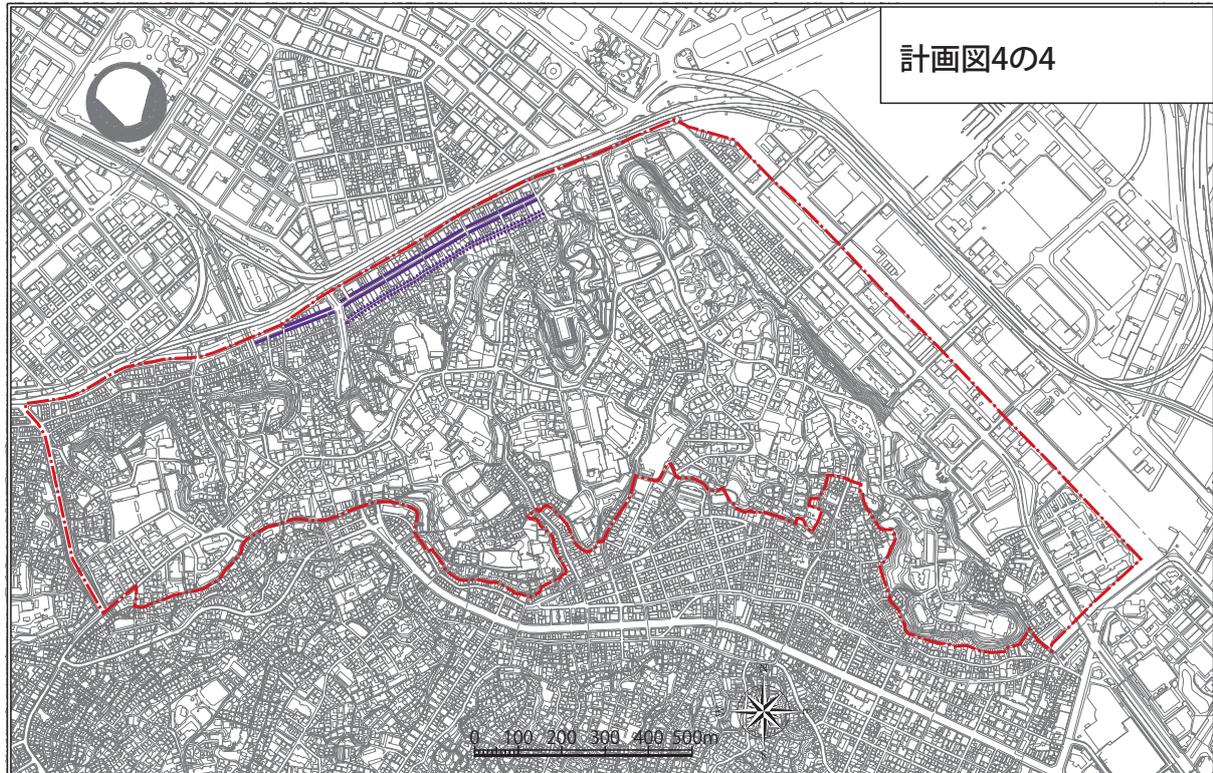
横浜市認定歴史的建造物 (個人住宅は除く)

※番号は写真で紹介しているもの

3-6. 壁面の位置の指定

(1) 基本的な考え方

街づくり協議地区や地区計画などで壁面後退を指定することにより歩行者空間を確保し、にぎわいを形成してきた街並みを、今後も継承していきます。



凡 例  横浜市景観計画区域(山手地区)

壁面位置の指定

 地盤面から高さ3m
までの部分について
道路境界線より
1.8m以上の壁面後退

 道路境界線より
0.5m以上の壁面後退

景観形成基準（景観計画）

■壁面の位置の指定

- ・ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図4の4に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定によって指定された景観重要建造物

ウ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年条例第2号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物

エ 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和63年都令第214号）によって認定又は登録された歴史的建造物

オ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの

カ 公共用歩廊

キ 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ

ク 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの